

続発する米軍人・軍属による道路交通法違反事件に対する抗議決議

沖縄署は、6月26日午前5時24分、米空軍所属の軍属（24歳）を沖縄市桃原の市道で酒を飲んで運転したとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕した。またしても、米軍属が県民を巻き込む飲酒運転・車両事故を起こした。同署によると、呼気から基準値を超えるアルコールが検知されたが、調べに対して「前日に酒を飲んで、酒は残ってない」と容疑を一部否認しているという。

女性の遺体遺棄事件で米軍属が逮捕されたのを受け、5月27日に在沖米四軍沖縄地域調整官が再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、6月24日までの約1ヶ月間、在沖米軍人・軍属に対し、基地外・自宅外での飲酒の禁止、午前0時までの帰宅を義務づける措置を講じた。一方で在沖米軍は24日、終了日を28日に延長した矢先の事件である。

在沖米軍のいう「哀悼期間中」の事件の続発は、県民に寄り添わない米軍人・軍属の姿勢の表れであり、改めて日米両政府によって繰り返される「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉の空虚さを示している。

根本的な解決に繋がらず、実効性の伴わない小手先の手法を続ける日米両政府の欺瞞の結果である。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪と補償を日米両政府で速やかに行うこと。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 3 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制の強化を図ること。
- 4 事件・事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 沖縄の米軍基地を撤去・整理縮小すること。

以上、決議する。

平成28年6月30日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 米太平洋軍司令官
在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第18航空団司令官
在沖米国総領事

続発する米軍人・軍属による道路交通法違反事件に対する意見書

沖縄署は、6月26日午前5時24分、米空軍所属の軍属（24歳）を沖縄市桃原の市道で酒を飲んで運転したとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕した。またしても、米軍属が県民を巻き込む飲酒運転・車両事故を起こした。同署によると、呼気から基準値を超えるアルコールが検知されたが、調べに対して「前日に酒を飲んで、酒は残ってない」と容疑を一部否認しているという。

女性の遺体遺棄事件で米軍属が逮捕されたのを受け、5月27日に在沖米四軍沖縄地域調整官が再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、6月24日までの約1ヶ月間、在沖米軍人・軍属に対し、基地外・自宅外での飲酒の禁止、午前0時までの帰宅を義務づける措置を講じた。一方で在沖米軍は24日、終了日を28日に延長した矢先の事件である。

在沖米軍のいう「哀悼期間中」の事件の続発は、県民に寄り添わない米軍人・軍属の姿勢の表れであり、改めて日米両政府によって繰り返される「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉の空虚さを示している。

根本的な解決に繋がらず、実効性の伴わない小手先の手法を続ける日米両政府の欺瞞の結果である。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪と補償を日米両政府で速やかに行うこと。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制の強化をさせること。
- 4 事件・事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 沖縄の米軍基地を撤去・整理縮小すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長